

消 防 予 第 41 号

平成22年1月27日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 第3回住宅用火災警報器設置推進会議を受けた設置推進の取組について

住宅用火災警報器の設置推進については、各地域で取り組んでいただいているところですが、本日開催された「第3回住宅用火災警報器設置推進会議」においては、別紙1のとおり「当面の重点実施項目」が決定されるとともに、各委員から別紙2のとおり意見がありましたので、これらを踏まえ一層の取組をお願いします。

このため、地域推進組織が未整備の地域においては速やかに整備を図るとともに、「火災報告における住宅用火災警報器の設置状況の報告について」（平成21年12月2日消防庁予防課、防災情報室事務連絡）によりご連絡したとおり、火災報告における住宅用火災警報器の設置状況の報告につきましても、特段の御配慮をお願いします。

なお、住宅用火災警報器の地域別の普及率の推計結果及び普及率調査の結果を踏まえた重点的取組等につきましては、後日別途ご連絡します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

【担当】  
総務省消防庁予防課 竹村、千葉  
Tel 03-5253-7523/Fax 03-5253-7533

## 当面の重点実施項目

(第3回住宅用火災警報器設置推進会議決定(平成22年1月27日))

平成22年度は、住警器設置義務化が全面施行となる平成23年6月に向けた「勝負の年」であり、「住宅用火災警報器設置推進基本方針」のもと、当面、以下を重点実施項目として、地域推進組織を通じ総力的な取組を展開。

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
  - ・普及率が低い地域における取組の強化
  - ・普及率が高い地域の要因・効果の検証・分析、紹介 等
  
2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
  - ・地域推進組織に対し、各種普及促進事業を含めた先進事例を紹介、活用を推奨 等
  
3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進
  - ・住宅防火に関するわかりやすい広報とセットで設置を呼び掛け 等

## (別紙 2)

### 第3回住宅用火災警報器設置推進会議（平成22年1月27日開催）における 委員からの主な意見

#### <普及率調査の結果や住警器の効果等の活用について>

- ・地域によって取組に差がある。各地域の取組について、現状や課題を分析した上で、偏りなく推進する方策を検討する必要がある。
- ・普及に伴い徐々に効果も表れてきている一方、地域差も出てきている。全体の底上げを図るとともに、効果の分析や施策の重点化に取り組んでいく必要がある。
- ・住警器の普及率向上に伴う被害減少の効果等を分析した上で、関係機関と情報を共有し、今後も連携を強化して取り組んでいく必要がある。
- ・普及率の公表は、普及率の低い地域を刺激する上で重要。
- ・普及率の結果は、地方紙に対しても積極的に掲載を働きかけるべき。

#### <地域推進組織について>

- ・地域に密着した取組を進める上では、消防署単位で働きかけを行うことが効果的。
- ・婦人（女性）防火クラブや消防団のみならず、地域防災組織等の様々な組織との連携が有効である。
- ・条例の施行により義務化済みとなっている地域においても、普及促進の取組みを継続的に行う必要がある。特に婦人（女性）防火クラブや消防団等への活動に対しては、引き続き支援を行う必要がある。
- ・住宅火災の死者の6割が高齢者という現状を鑑みると、福祉関係者との連携は重要。
- ・設置推進を図る上で、ガス事業者の役割も重要である。

#### <消防職員の役割について>

- ・婦人（女性）防火クラブや消防団等と連携した共同購入は大きな成果を上げている。一方で、地域コミュニティがうまく機能していない地域では消防職員が中心となって呼びかけを行うなど、地域特性に応じた様々な推進方法を考える必要がある。
- ・普及活動の最初の働きかけは、消防職員が行う方が有効となる地域が多いものと考えられる。
- ・消防職員が戸別訪問をして住警器の設置確認を行っている地域もあり、設置を促す上で非常に効果を上げている。

#### <広報活動等について>

- ・イベント等の機会を利用して共同購入等を勧めることが効果的。
- ・自らの地域で発生した火災での奏功事例を活用すると効果的なPRが可能となる。命が助かった事例だけでなく、大きな火災に至らなかった事例等も用いた方がよい。
- ・地域には一定程度、拒否層（設置したくない）や無関心層（設置するつもりがない）が存在する。説明を工夫して粘り強く普及を進める必要がある。
- ・住警器の設置により火災保険が割引となる場合もあることもPRすべき。

※同会議の委員名簿及び同会議における消防庁提出資料は、[別添1](#)及び[別添2](#)のとおり。